

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

別表消防職員（消防吏員を除く。）の項中「3年」を「5年」に、「2
年」を「3年」に改め、同表警防活動要員の項中「

防じんメガネ
面体用収納袋

」を
「

防じんメガネ

」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（消防局総務部施設課）